

デジタルサイネージの広告掲載申し込みをご検討の皆さまへ (六甲ライナー・アイランドセンター改札外)

下記事項をご確認の上、お申込みください

《掲載できない広告》

1. 法令に反するものやその恐れのあるもの
 2. 公序良俗に反するものやその恐れのあるもの
 3. 政治性のあるもの
 4. 宗教性のあるもの
 5. 個人・団体の意見広告及び名刺広告に関するもの
- そのほか、「広告掲載取扱要綱第2条」をご確認ください

《申し込み枠数》

小型広告枠は1申し込み者につき広告掲載は2枠まで(全25枠)
なお、大型広告枠と小型広告枠の併用は可能です。

《掲載希望期間》

最長で年度末(3月31日)までの1年間、(短期プランを除く)
最短で1か月単位のお申し込みが可能です。

(例：令和7年度掲載開始の場合⇒令和8年3月31日まで最長)

《データの種類》

動画および静止画

(詳細は広告掲載取扱実施要領第2条を参照ください)

その他、ご不明点などは下記メールにてお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

神戸市都市局内陸・臨海振興課 デジタルサイネージ担当

メールアドレス：shintoshi_keikaku@city.kobe.lg.jp